

第 78 号

令和 6 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度徳島県病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	207,320人	200,718人
外 来	240,813人	234,053人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	568人	549人
外 来	991人	963人

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 病 院 事 業 収 益	27,468,278千円	928,946千円	28,397,224千円
第 1 項 医 業 収 益	23,501,765千円	839,149千円	24,340,914千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3,966,513千円	46,370千円	4,012,883千円
第 3 項 特 別 利 益		43,427千円	43,427千円
支 出			
第 1 款 病 院 事 業 費 用	29,284,129千円	2,103,441千円	31,387,570千円
第 1 項 医 業 費 用	28,146,279千円	1,801,831千円	29,948,110千円
第 2 項 医 業 外 費 用	1,137,850千円	160,637千円	1,298,487千円

第3項 特別損失 140,973千円 140,973千円
 (資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,042,050千円」を「不足する額1,042,260千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,764千円及び過年度分損益勘定留保資金1,032,286千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,063千円及び過年度分損益勘定留保資金1,033,197千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	8,382,279千円	△210千円	8,382,069千円
第1項 企業債	4,506,000千円	△16,000千円	4,490,000千円
第2項 負担金	865,105千円	7,099千円	872,204千円
第4項 補助金	11,174千円	8,691千円	19,865千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
病院整備事業	千円 4,506,000	千円 4,490,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	14,067,740千円	1,016,231千円	15,083,971千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第8条中「6,530,000千円」を「7,700,000千円」に改める。

令和7年2月19日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第79号

令和6年度徳島県電気事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度徳島県電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度徳島県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(1) 供給電力量	水力発電所	324,700,000kWh	373,902,717kWh
	太陽光発電所	4,629,000kWh	5,215,562kWh
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,072,541千円	1,057,770千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	5,080,070千円	326,912千円	5,406,982千円
第1項 営業収益	5,071,246千円	295,189千円	5,366,435千円
第2項 財務収益	2,423千円	31,452千円	33,875千円
第3項 事業外収益	6,401千円	271千円	6,672千円
支 出			
第1款 事業費用	4,743,582千円	109,628千円	4,853,210千円
第1項 営業費用	4,672,057千円	△318千円	4,671,739千円
第3項 事業外費用	66,524千円	109,946千円	176,470千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,272,224千円」を「不足する額2,257,136千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額97,204千円、建設改良積立金288,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,887,020千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額135,521千円、建設

改良積立金590,453千円及び過年度分損益勘定留保資金1,531,162千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	310,676千円	7,773千円	318,449千円
第1項 固定資産売却代	791千円	300千円	1,091千円
第3項 工事負担金	2,499千円	368千円	2,867千円
第4項 投資有価証券償還金		265千円	265千円
第5項 その他収入		6,840千円	6,840千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,582,900千円	△7,315千円	2,575,585千円
第1項 建設改良費	1,072,541千円	△14,771千円	1,057,770千円
第2項 投資	1,510,359千円	7,456千円	1,517,815千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	940,512千円	15,959千円	956,471千円

令和7年2月19日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 80 号

令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

(総則)

第 1 条 令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)		(補正前)	(補正後)
(2) 年間総給水量	67,243,950m ³	67,302,030m ³	吉野川北岸工業用水道	38,591,450m ³	38,649,530m ³
(3) 1日平均給水量	184,230m ³	184,389m ³	吉野川北岸工業用水道	105,730m ³	105,889m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	380,175千円	439,090千円
			阿南工業用水道改良工事	126,679千円	123,511千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,226,596千円	47,893千円	1,274,489千円
第 1 項 営 業 収 益	1,164,812千円	37,964千円	1,202,776千円
第 2 項 営 業 外 収 益	61,784千円	9,929千円	71,713千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,146,200千円	23,386千円	1,169,586千円
第 1 項 営 業 費 用	1,111,705千円	△19,351千円	1,092,354千円
第 2 項 営 業 外 費 用	34,495千円	42,737千円	77,232千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額611,562千円」を「不足する額436,437千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,202千円及び過年度分損益勘定留保資金566,360千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,890千円、減債積立金29,000千円及び過年度分損益勘

定留保資金378,547千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	25,321千円	230,872千円	256,193千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	149千円	150千円	299千円
第2項 補 助 金	15,700千円	△4,300千円	11,400千円
第4項 工 事 負 担 金		235,022千円	235,022千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	636,883千円	55,747千円	692,630千円
第1項 建 設 改 良 費	506,854千円	55,747千円	562,601千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	224,489千円	△17,554千円	206,935千円

令和7年2月19日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 81 号

令和 6 年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度徳島県土地造成事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度徳島県土地造成事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第 1 款 事 業 収 益		7,851千円	1,098千円	8,949千円
第 2 項 営 業 外 収 益		111千円	1,098千円	1,209千円
支 出				
第 1 款 事 業 費 用		1,828千円	12千円	1,840千円
第 1 項 営 業 費 用		1,827千円	12千円	1,839千円

令和 7 年 2 月 19 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 82 号

令和 6 年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度徳島県駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	28,039千円	2,700千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事業収益	65,813千円	721千円	66,534千円
第 2 項 営業外収益	753千円	721千円	1,474千円
支 出			
第 1 款 事業費用	49,040千円	△5,832千円	43,208千円
第 1 項 営業費用	46,490千円	△3,533千円	42,957千円
第 2 項 営業外費用	2,550千円	△2,299千円	251千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額28,039千円」を「不足する額2,700千円」に、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10千円及び過年度分損益勘定留保資金28,029千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209千円及び過年度分損益勘定留保資金2,491千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 資本的支出	28,039千円	△25,339千円	2,700千円

第1項 建設改良費

28,039千円

△25,339千円

2,700千円

令和7年2月19日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 83 号

令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,024,380千円	△19,555千円	1,004,825千円
第 1 項 営 業 収 益	381,263千円	△17,735千円	363,528千円
第 2 項 営 業 外 収 益	643,117千円	△1,820千円	641,297千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,024,380千円	△19,555千円	1,004,825千円
第 1 項 営 業 費 用	918,580千円	△17,376千円	901,204千円
第 2 項 営 業 外 費 用	105,800千円	△2,179千円	103,621千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	552,030千円	1,200千円	553,230千円
第 2 項 補 助 金	197,684千円	1,200千円	198,884千円
支 出			
第 1 款 資 本 的 支 出	552,030千円	1,200千円	553,230千円
第 1 項 企 業 債 償 還 金	529,830千円	1,200千円	531,030千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費 (他会計からの補助金)	18,559千円	△86千円	18,473千円

第5条 予算第8条中「321,754千円」を「320,585千円」に改める。

令和7年2月19日提出

徳島県知事 後藤田 正 純